

## 理事及び監事の報酬及び費用の支給に関する規程

社団法人私立大学情報教育協会  
第56回臨時総会制定  
公益社団法人私立大学情報教育協会  
平成23年4月1日施行

### (目的)

第1条 この規程は、定款29条の規定に基づき、理事及び監事の報酬並びに費用の支給に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (用語の定義)

第2条 この規程において用いる用語の定義は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 報酬とは、特別な職務執行の対価として受ける謝金、原稿料であって、理事及び監事の給与及び賞与並びに退職手当等本協会の管理運営の対価を対象としない。
- (2) 費用とは、特別な職務執行に伴い発生する交通費、宿泊費、食事代等、委員会出席手当等をいう。

### (報酬の支給)

第3条 事業執行を担当する理事が特別な職務を執行する場合、その対価として報酬を支給することができる。

- 2 特別な職務を執行する場合とは、事業の執行を担当する会長、副会長、常務理事が、事業実施のために講演、説明、課題提起、会議の議長、挨拶、原稿執筆、受賞選考立ち合いに直接関与することであって、総会、理事会、常務理事会への関与は対象としない。

### (報酬の額)

第4条 報酬の額は、以下の各号に定めるところによる。

- (1) 講演、説明、課題提起は、30分を単位に2万5千円を上限とする。
- (2) 会議のとりまとめは、1件につき1万7千円を上限とする。
- (3) 挨拶は、1回につき6千円を上限とする。
- (4) 原稿の執筆は、謝金規程に準ずる。
- (5) 受賞選考立ち合いは、1次選考及び2次選考を含め4万円を上限とする。

### (費用の支給)

第5条 理事及び監事が特別な職務執行に伴い発生する費用を支給する。

- 2 職務の執行に当たって発生する費用の支給は、委員会出席手当を除き、本協会による実費精算とする。ただし、実費精算が困難な場合には立替とし、領収書の添付を条件に請求のあった日から遅滞なく支払うものとする。

(費用の額)

第6条 費用の額は、実費とし、その適用は以下の各号によるものとする。

- (1) 交通費、宿泊費の額は、本協会事務局職員旅費規程に準じて計算する。
- (2) 食事代等の額は、職務の執行状況に応じて会食及び茶菓に伴う範囲とし、1つの事業につき1万円以内とする。

(規程の変更)

第7条 この規程の変更は、理事会の発議により、総会の決議により行うものとする。

附 則

- 1 この規程は、公益社団法人の設立登記の日から施行する。